

人材紹介基本契約書

(以下「甲」という。)とドリームジャパン株式会社(以下「乙」という。)

とは、甲の人材採用に関し、下記のとおり甲が乙に人材の紹介を依頼する契約を締結した。

第一条(業務内容)

乙は、甲の諸条件に関する人材紹介及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

第二条(紹介手数料の発生)

1. 甲は、乙の人材紹介に対し、人材紹介手数料(以下「紹介手数料」という。)を支払うものとする。紹介手数料は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。
2. 採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、紹介手数料は発生しないものとする。また、乙は、甲に対して、これに伴う損害賠償等一切の義務を負わないものとする。

第三条(紹介手数料)

1. 紹介手数料(別途消費税)は、次のとおりとする。なお、想定年収とは、採用決定者の月収×12ヶ月分を指す。

	紹介手数料	紹介料の返還
管理柔道整復師(施術管理者要件を満たしている者)	想定年収の30%	○
柔道整復師	想定年収の30%	○
鍼灸師・あん摩マッサージ師	想定年収の30%	○
受付専門スタッフ(研修有)	—	×
受付専門スタッフ(研修無)	—	×
民間資格	15万円	×
学生	10万円	×

2. 乙は、甲に対し、第五条に定める場合に限り、紹介手数料の返還を行うものとする。
3. 紹介手数料の詳細については、甲及び乙において、別途紹介内定確認書を取り交わすものとする。

第四条(紹介手数料の支払い)

甲は、採用決定者と入社を合意した日付から10営業日以内に、前三条に定める紹介手数料を、乙の指定する下記銀行口座へ振り込みにより支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

記

銀行および支店名：りそな銀行 市ヶ谷支店

口座名義：ドリームジャパン株式会社 代表取締役 小林博文

口座番号：(普通預金) 1777578

第五条（紹介手数料の返還）

1. 採用決定者（管理柔道整復師（施術管理者要件を満たしている者）、柔道整復師、鍼灸師・あん摩マッサージ師に限る）が甲に入社後2ヶ月以内に自己都合により退社した場合において、甲が、当該退社の事実につき、退職証明書または退職届の複写を乙に提出したときは、乙は、甲に対し、下記の規定に従い、採用決定者の退職日より25日以内に、紹介手数料の一部を返還するものとする。ただし、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合はこの限りではない。

記

- ・入社日より14日以内に退社：紹介手数料の90%
 - ・入社日より30日以内に退社：紹介手数料の75%
 - ・入社日より60日以内に退社：紹介手数料の50%
2. 乙は、前項に定めるほか、いかなる理由においても、甲に対し、紹介手数料の減額・返金を行わないものとする。
 3. 採用決定者が2ヶ月以内に退職したにも関わらず、2ヶ月以内に再雇用された場合には、甲は乙に対して、第1項に基づき返還した紹介手数料を、即時に一括して支払うものとする。

第六条（禁止事項）

甲は、採用決定者に対して、乙の書面による承諾なしに、乙の仲介なく雇用することはできない。本条項は、本契約期間終了後もその効力をもつ。甲が乙の仲介なく採用決定者を雇用した場合、甲は職業紹介が成功した場合の最大紹介手数料の10倍を乙に支払わなければならない。

第七条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者等第三者に関する情報並びに、甲乙お互いの秘密、又は不利益となる情報に関して守秘義務を負うものとする。ただし、正当な権限のある官公署の求めによる場合はこの限りではない。また本条の規定は本契約の終了後も有効とする。

第八条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - ① 自ら又はその役員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらと密接な関係を有する者（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）であること
 - ② 自ら又はその役員・従業員が反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又はその経営に反社会的勢力が関与していること
 - ③ その相手方当事者に対し、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - ④ その相手方当事者に対し直接又は第三者を介して、風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いることにより、信用を毀損し又は業務を妨害すること、その他これらに準ずる行為を行っていること
 - ⑤ 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行っていること

2. 甲及び乙は、相手方当事者またはその代理人が、第1項各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本契約を解除することができる。
3. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。
4. 甲又は乙に第1項各号の事由がある場合、甲又は乙は、相手方当事者に対して本契約下で負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務の全てを直ちに相手方当事者に弁済しなければならない。

第九条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議がない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

第十条（本契約の未記載事項）

本契約書及び第三条3項の基づき甲乙間で取り交わされた紹介内定確認書に定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議の上、これを解決するものとする。

第十一条（管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

（甲）

所在地：

社名：

代表者：

（乙）

所在地：東京都

ドリームジャパン株式会社

厚生労働大臣許可：13-ユ-303011

代表取締役 小林 博文